社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団団旗等規程

(昭和54年2月28日規程第104号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の 団旗及び職員き章の様式並びに取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(事業団団旗)

第2条 事業団の団旗を定め、その形状及び色彩等は、別表1のとおりとする。

(事業団職員き章)

第3条 事業団のき章を定め、その形状及び色彩等は、別表2のとおりとする。

(職員き章の貸与)

第4条 職員き章は、職員に貸与する。

(職員き章の返還)

第5条 職員が職員としての身分を失った時は、直ちに職員き章を返還しなければならない。

(職員き章の再貸与)

第6条 職員が職員き章を損傷又は紛失したときは、再貸与する。ただし、その実費を弁 償させることができる。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

別表第1

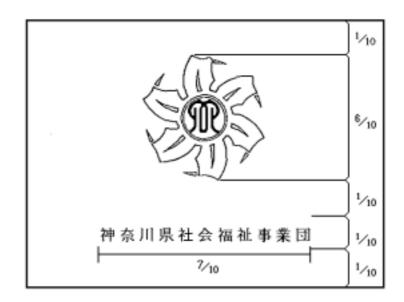
事業団団旗

1 形状

- (1) 横を10、縦を7の比率とする。
- (2) マークの縦は団旗の10分の6とする。
- (3) 文字の縦は団旗の10分の1とする。
- (4) マーク及び文字の位置づけは図のとおりとする。

2 色彩

ブルー地にマーク及び文字を白色とする。 ただし、県章及びその外円は黄口朱色とする。



別表第2

事業団職員き章

- 1 形状直径 1 5 ミリメートルの円形とする。
- 2 色彩等ブルー地にマークを白色とする。

